

道州制特別区域基本方針（案）

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、道州制特別区域における広域行政（以下「広域行政」という。）の推進に関する基本的な方針として、「道州制特別区域基本方針」（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

1. 広域行政の推進の意義及び目標

（１）広域行政の推進の意義

市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、近年、地方制度調査会をはじめ各方面で道州制について議論が行われるなど、広域にわたる行政の重要性が増大している。

このような状況にかんがみ、本法は、将来の道州制導入の検討に資するため、現行の都道府県制を前提にしつつ、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（平成 18 年 4 月 1 日現在における 3 以上の都府県の区域の全部をその区域に含む地方に限る。）のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県という要件を満たす特定広域団体の区域（以下「道州制特別区域」という。）において、国と特定広域団体が適切な役割分担及び密接な連携の下に、特定広域団体により実施されることが適当と認められる広域にわたる施策（以下「広域的施策」という。）に関する行政を推進するものである。このため、本法では、特定広域団体からの提案を踏まえて国から特定広域団体への事務・事業の委譲等を行う仕組みを設けており、その実績を積み重ねていくことにより、将来の道州制導入に向けて国民的な論議の進展に資することが期待される。

（２）広域行政の推進の目標

国及び特定広域団体は、広域行政の推進に当たっては、①地方分権を推進し、特定広域団体の自主性及び自立性を高めること、②国と特定広域団体を通じた行政の効率化を図ること、③北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目標とする。

また、特定広域団体においては、上記の趣旨を踏まえ、広域行政をより効果的かつ効率的に推進する観点から、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村への事務・事業の委譲を積極的に推進するとともに、市町村の自主的な合併を促進するほか、特定広域団体の出先機関（支庁又は地方事務所）の計画的かつ着実な再編に取り組むことが期待される。

2. 広域行政の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(1) 広域行政の推進に当たっての基本姿勢

国及び特定広域団体は、法第3条及び第4条に基づき、次に掲げる基本理念にのっとり、広域行政の総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、広域行政の推進に当たっては、相互に協力し、それらの行政の効率化に努めるものとする。

- ① 広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせ、一体的に活用すること。
- ② 道州制特別区域内の各地域の特性に配慮しつつ、各地域における住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与すること。
- ③ 国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に発揮されること。

(2) 特定広域団体の提案について

法第20条に基づき設置された道州制特別区域推進本部（以下「本部」という。）は、特定広域団体から道州制特別区域計画の実施を通じて得られた知見に基づき基本方針の変更について提案がなされた場合は、提案の趣旨を十分に尊重した上で検討を行う。その際、参与たる、特定広域団体の知事及び全国知事会の推薦する都道府県知事は、本部会合に出席し、議論に参画する。内閣総理大臣は、本部の議論を経て、基本方針を変更する必要があると認めるときは、遅滞なく本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を求めるものとする。また、基本方針を変更する必要がないと認めるときは、遅滞なくその旨及びその理由を特定広域団体に通知するとともに、インターネットの利用その他適切な方法によって公表する。

また、本部令第1条第1項に基づき本部に設置された参与会議は、必要に応じ、広域行政の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について本部長に意見を述べるものとする。

本部に関する事務は内閣官房において処理するものとし、その円滑な事務処理のため、内閣官房と関係省庁をメンバーとする道州制特別区域推進会議を設置する。関係省庁は、本法及び基本方針に基づき、内閣官房に協力し、特定広域団体の提案の実現に積極的に取り組むものとする。

(3) 交付金について

法第19条第1項に規定する交付金は、広域行政の推進の観点から、法第7条第2項第4号に掲げる工事又は事業を北海道が実施する場合に、工事又は事業の種類ごとに必要となる経費に充てるものとして交付するものである。本交付金は、北海道の裁量性がより高まるよう、工事又は事業の進捗等に応じて同種施設の箇所間での予算の融通及び年度間の工事量又は事業量の変更が可能となる仕組みとし、工事又は事業の執行に当たってはこ

のような趣旨を踏まえた対応を行うものとする。

なお、本交付金に関する制度は、法附則第3条に基づき、平成27年度において検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(4) 連携・共同事業について

広域行政の推進に資するため、国と特定広域団体たる北海道が連携し又は共同で事務・事業を実施する「連携・共同事業」は、「国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に」広域行政の推進を行うという本法の基本理念に合致するものである。このため、国は「連携・共同事業」についても積極的に推進していくものとし、特に地方支分部局と北海道との情報交換等を密にし、事業の一層の推進を図るものとする。

また、北海道は、「連携・共同事業」に係る新たな提案をする場合は内閣府に提出することとする。当該事業の円滑な実施に係る関係者間の調整やフォローアップ等については、道州制特別区域推進会議等において行うこととする。

(5) 制度の検討について

法附則第3条に基づき、平成27年度において広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他の法の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(6) 地方分権改革及び構造改革特区との連携について

本法による広域行政の推進と地方分権改革は、ともに地方分権の推進を目指すものであり、また、特定の区域を設定し、法令の特例措置を適用する仕組みである構造改革特区についても、地域の自立的発展という目的において共通していることから、それぞれ適切な役割分担の下で緊密に連携を図っていくものとする。

3. 広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間

(1) 政府が講ずべき措置について

① 法令の特例措置

法第5条第2項第3号の広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置のうち法第2条第3項の法令の特例措置は、別表1に定める事務・事業に係る措置とする。

本部において、法第6条に基づく基本方針の変更提案について検討を行い、その結果に基づき、法令の特例措置の追加や既存の特例措置の見直し

を行う必要があると認めるときは、別表 1 の変更を行うものとする。

② 交付金の交付に関する措置等

ア 交付金の種類

法第 19 条第 1 項に基づき北海道が道州制特別区域計画を作成した場合において、北海道が i) ～ iv) に定める工事又は事業を実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、次の i) ～ iv) の種類の交付金を交付する。なお、i) ～ iv) の農林水産大臣又は国土交通大臣による指定に際しては工事又は事業の名称・種類、その開始予定年度及び工事又は事業に係る施設の名称・位置を明らかにするとともに、指定に伴う必要な措置を講ずるものとする。

- i) 特定砂防工事交付金 砂防法第 1 条に規定する砂防工事（火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において施行するものを除き、同法第 6 条第 1 項の規定により国土交通大臣が管理し、その工事を施行し、又はその維持をしている砂防設備で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものに係るものに限る。）
- ii) 特定保安施設事業交付金 森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業（国が当該保安施設事業を行っている森林又は原野その他の土地の区域のうち国有林野の管理経営に関する法律第 2 条に規定する国有林野以外の土地の区域で農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものにおけるものに限る。）
- iii) 特定道路事業交付金 道路法第 7 条第 1 項に規定する道道（同法第 88 条第 2 項の規定により国土交通大臣が北海道の権限の全部又は一部を行っているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改築に関する事業
- iv) 特定河川改良工事交付金 河川法第 5 条第 1 項に規定する二級河川（同法第 96 条の規定に基づく政令の規定により国土交通大臣が北海道の知事の権限の全部又は一部を行っているものに限る。）で国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定するものの改良工事

イ 交付手続等

- i) 交付金の交付手続は、以下のとおりとする。
 - a 北海道は、交付金を充てて実施しようとする工事又は事業を定めた道州制特別区域計画を作成し、内閣総理大臣に提出する。内閣総理大臣は、当該工事又は事業に係る施設の所管大臣に対し、計画の提出を受けた旨を通知する。
 - b 交付申請の受付、交付決定等の執行実務については、所管大臣がそれぞれ定めるところにより実施する。
 - c 交付金の額の算定については、所管大臣が定める省令において、工事又は事業に係る施設の整備状況等を勘案するとともに、工事

又は事業を砂防法、森林法その他の法令の規定により国が実施するならば当該工事又は事業の実施に要する費用について国が負担することとなる割合を参酌して定めるものとする。

ii) 交付金の交付については、それぞれ次の年度の予算から交付する。

- ・ 特定保安施設事業交付金 平成 19 年度予算
- ・ 特定砂防工事交付金 平成 22 年度予算
- ・ 特定道路事業交付金 平成 22 年度予算
- ・ 特定河川改良工事交付金 平成 22 年度予算

ウ 職員の取扱いについて

工事又は事業の委譲に伴い、それらの業務に従事している国の職員については、原則として北海道が受け入れる方向で調整することとする。北海道が職員を受け入れることとなった場合は、移籍する人数に応じて人件費を交付金に積算するとともに、退職金相当額については、在籍期間に応じて国が北海道の負担に配慮して補てんするものとする。仮に職員の受入れがない場合においては、人件費相当分について所要の調整を行うものとする。

③ ①及び②以外の措置

政府は、①及び②の措置のほか、以下のア及びイの措置を講ずるものとする。なお、特定広域団体からの基本方針の変更提案について、本部において検討した結果、実現することができない場合であっても、提案の趣旨を実現するための別の手法を採り得ないか検討し、その結果に基づき、必要な措置を追加するよう努めるものとする。

ア 連携・共同事業の推進

2.(4)の連携・共同事業については、あらかじめ北海道と調整した工程表に従い、具体的な成果が上がるよう着実に推進していくものとする。

イ 法令の特例措置以外の法令に関する措置

法令の特例措置以外の法令に関する措置は、別表 2 に定めるものとする。法令に関する措置を追加する場合や、既存の措置の見直しを行う必要がある場合は、別表 2 の変更を行うものとする。

(2) 計画期間等について

法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画の計画期間は、評価を適切に行うためには一定の期間を要することから、平成 19 年 4 月 1 日から 5 年間とする。計画期間中に政府が講ずべき措置に変更が生じた場合においては、当該計画期間の残存期間を計画期間とする。

また、法第 5 条第 4 項に基づき、計画期間が満了することとなる場合において、基本方針の見直しを行い、政府が講ずべき措置の全部又は一部に

ついて継続する必要があると認められるときは、本部が作成した基本方針の変更の案について閣議の決定を経た上で、計画期間を更新することができる。

関係省庁は、法令の特例措置及び法令の特例措置以外の法令に関する措置を定める法令並びに交付金の交付に関する措置に係る主務省令（告示を含む。）の案を作成するに当たっては、別表１及び別表２並びに（１）②に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。さらに、基本方針に基づいて定める政省令（告示を含む。）は、別途、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

４．道州制特別区域計画の作成に関する基本的な事項

（１）基本的な考え方

特定広域団体は、基本方針に基づき、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。国は、特定広域団体に対し、道州制特別区域計画の作成及び円滑な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

道州制特別区域計画の期間は、基本方針の計画期間内とし、更新できるものとする。計画を作成するに当たっては、地域の実情を的確に把握し、適切に反映させるため、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、当該特定広域団体の議会の議決を経なければならない。また、パブリックコメントを適切に実施するなど住民の意見も幅広く求めることが望まれる。特定広域団体は、基本方針が変更され、それに伴って道州制特別区域計画を変更する必要がある場合は、当該計画の変更を速やかに行うものとする。

（２）道州制特別区域計画の記載事項

道州制特別区域計画については、法第７条第２項に規定する事項を記載するものとする。ただし、同項第４号に掲げる工事又は事業に関する事項は北海道の場合とし、同号に基づき農林水産大臣又は国土交通大臣が指定する施設又は区域の範囲に限るものとする。なお、連携・共同事業の推進等法第７条第２項に規定する事項以外のものについても、広域行政の推進において必要と認められるものについては、道州制特別区域計画に記載することができる。

特定広域団体は、道州制特別区域計画の作成に当たっては、次に掲げることに留意するものとする。

- ① 基本方針に定める広域行政の推進の意義及び目標に合致するようにすること。
- ② 適切な評価が、広域行政の効果的な推進に当たって改善すべき事項の摘出や基本方針の変更提案に必要な知見を得ることにつながることにかんがみ、評価の実施を重視し客観性や透明性の確保に努めること。

- ③ 特定広域団体から市町村への事務・事業の委譲を積極的に推進するとともに、市町村の自主的な合併を促進するほか、特定広域団体の出先機関の計画的かつ着実な再編に取り組むこと。

5. 広域行政の推進の評価に関する基本的な事項

(1) 評価の目的

広域行政を効果的かつ効率的に推進していくためには、国が講じた施策の効果や影響等を特定広域団体における実践等を通じて検証し、改善すべき事項がないかどうかを明らかにしていく政策的な評価が重要である。法第5条第2項第5号に規定する「広域行政の推進に関する評価」は、こうした観点から実施するものであり、その評価結果は、広域行政の推進に関する制度の改善や本部における検討の参考とするほか、特定広域団体等に対する必要な助言や情報提供にも活用するものとする。

(2) 評価の方法

広域行政の推進の評価は、次の方法により実施する。

なお、内閣府は、特定広域団体から、次に掲げる①の毎年度の評価に際して道州制特別区域計画の実施状況について報告を求めるほか、②の評価に際しては、広域的施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価について報告を求めるものとする。

① 毎年度の評価

内閣府は、毎年度、特定広域団体等を通じて道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況や課題等を把握の上、関係省庁と連携しつつフォローアップを行い、その結果を本部に報告するものとする。

② 計画期間満了時等の評価

本部は、計画期間が満了することとなる場合に、あらかじめ、3. に規定する政府が講ずる措置を継続する必要性その他の評価を行うものとする。なお、計画期間中であっても、必要に応じ政府が講ずる措置の評価を行うこととする。

③ 平成27年度における制度の評価

法附則第3条により、平成27年度において、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行う際に、本部において当該制度について必要な評価を行うものとする。

(3) 評価の観点

広域行政の推進の評価は、広域行政の推進の目標を達成できているかという観点から、(2) ②の計画期間満了時等の評価については計画期間中政

府が講じた措置の効果・影響等に関する評価を行い、その結果に基づいて個別の法令の特例措置や交付金等を継続する必要性や改善すべき事項について検討を行うとともに、(2)③の平成 27 年度における制度の評価については広域行政の推進に関する制度による効果・影響等に関する評価を行い、法令の特例措置や交付金等の制度自体を継続する必要性や改善すべき事項について検討を行うものとする。

別 表 1

番号	1
事務・事業の名称	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 20 条第 5 項の規定による 国が開設した病院の指定に関する事務
法令の特例措置（当該措置の実施に伴い講ずる措置を含む。以下別表 1 において同じ。）の内容	特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。 1 児童福祉法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院の指定 2 児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院に係る指定の取消し 3 児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査 4 児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は差止め 5 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 11 条に規定する 1 の病院に係る指定の申請書の受理 6 児童福祉法施行規則第 14 条に規定する 1 の病院に係る変更の承認 7 児童福祉法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院に係る変更等の届出の受理 8 児童福祉法施行規則第 16 条に規定する 1 の病院に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	2
事務・事業の名称	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。 - 生活保護法第 49 条の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定 - 生活保護法第 50 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る変更等の届出の受理 - 生活保護法第 51 条第 2 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し - 生活保護法第 55 条の 2 の規定による 1 の病院等に係る告示 - 生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 10 条第 1 項の規定による 1 の病院等に係る指定の申請書の受理 - 生活保護法施行規則第 11 条の規定による 1 の病院等に係る保護の実施機関の意見聴取 - 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の病院等に係る処分を受けた旨の届出の受理 - 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	3
事務・事業の名称	生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。 1 生活保護法第 54 条の 2 第 1 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した地域密着型介護老人福祉施設等の指定 2 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る変更等の届出の受理 3 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 51 条第 2 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の取消し 4 生活保護法第 55 条の 2 の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る告示 5 生活保護法施行規則第 10 条の 2 第 1 項の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の申請書の受理 6 生活保護法施行規則第 11 条の規定による 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る保護の実施機関の意見聴取 7 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る処分を受けた旨の届出の受理 8 生活保護法施行規則第 15 条に規定する 1 の地域密着型介護老人福祉施設等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	4
事務・事業の名称	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可及び同法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、経済産業大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。 1 商工会議所法第 46 条第 3 項の商工会議所の定款の変更の認可（同法第 25 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 14 号、第 15 号及び第 18 号の事項に係るものに限る。） 2 商工会議所法第 46 条第 4 項の規定において準用する同法第 27 条第 3 項の関係市町村長の意見の聴取（商工会議所法第 25 条第 3 号、第 6 号、第 12 号及び第 13 号の事項に係るものを除く。） 3 上記 1 の定款の変更の認可に関する商工会議所法第 46 条第 4 項及び第 60 条第 4 項の規定において準用する同法第 28 条の認可又は不認可の通知 4 商工会議所法第 60 条第 3 項の商工会議所の解散の認可 5 商工会議所法第 46 条第 2 項及び商工会議所法施行規則（昭和 28 年通商産業省令第 52 号）第 6 条の規定による商工会議所の定款の変更の認可（上記 1 に掲げる事項に係るものに限る。）の申請書の受理 6 商工会議所法第 60 条第 2 項及び商工会議所法施行規則第 8 条の規定による商工会議所の解散の認可の申請書（様式については、同規則様式第 7 の特例を講ずる。）の受理
関係省庁	経済産業省

番号	5
事務・事業の名称	調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項第 1 号の調理師養成施設の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。 1 調理師法第 3 条第 1 項第 1 号の調理師養成施設の指定（調理師法施行令（昭和 33 年政令第 303 号）第 1 条の 2 の規定による申請は、調理師養成施設の所在地の都道府県知事を経由することなく、行うこととする。） 2 調理師法施行令第 1 条の 3 第 1 項の規定による 1 の調理師養成施設に係る内容変更の承認（同条第 2 項の規定による内容変更の承認の申請は、指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由することなく、行うこととする。） 3 調理師法施行令第 1 条の 4 の規定による 1 の調理師養成施設に係る入所者の数等の届出の受理 4 調理師法施行令第 1 条の 5 の規定による 1 の調理師養成施設に係る名称等の変更等の届出の受理 5 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 5 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る指定の申請書の受理 6 調理師法施行規則第 8 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る変更の承認の申請書の受理 7 調理師法施行規則第 10 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る報告の徴収及び必要な指示 8 調理師法施行規則第 11 条の規定による 1 の調理師養成施設に係る指定の取消し
関係省庁	厚生労働省

番号	6
事務・事業の名称	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 5 項の規定による国が開設した病院等の指定に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、厚生労働大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする。 - 母子保健法第 20 条第 5 項の規定による国（独立行政法人国立病院機構法第 22 条の規定により国とみなされる独立行政法人国立病院機構等を含む。）が開設した病院等の指定 - 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 20 条第 8 項の規定による 1 の病院等に係る指定の取消し - 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項の規定による 1 の病院に係る報告の徴収又は実地検査 - 母子保健法第 20 条第 7 項の規定において準用する児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項の規定による 1 の病院に係る診療報酬の支払の一時差止め又は差止め - 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 10 条に規定する 1 の病院等に係る指定の申請書の受理 - 母子保健法施行規則第 12 条に規定する 1 の病院等に係る変更等の届出の受理 - 母子保健法施行規則第 13 条に規定する 1 の病院等に係る指定の辞退の申出の受理
関係省庁	厚生労働省

番号	7
事務・事業の名称	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 37 条第 1 項の規定による危険猟法（ケタミン及びその塩類、キシラジン及びその塩類又はメデトミジン及びその塩類を使用する猟法に限る。）の許可に関する事務
法令の特例措置の内容	特定広域団体が次の事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同計画の公告の日以後は、環境大臣ではなく特定広域団体の知事が次の事務を行うこととする（併せて当該事務に係る罰則の適用に関する規定について所要の措置を講ずる。）。 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 1 項及び第 3 項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する劇薬で政令で定めるものを使用する猟法に限る。）の許可 2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る申請の受理 3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る有効期間の設定 4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る条件の付与 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証（様式については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）様式第 15 号の特例を講ずる。）の交付 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 9 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理 8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 10 項の規定による 1 の許可に係る必要な措置の命令 9 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 37 条第 11 項の規定による 1 の許可に係る許可の取消し 10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 項の規定による 1 の許可に係る申請書の受理 11 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 2 項の規定による 1 の許可に係る必要と認める書類の提出要求

	12 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 4 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の再交付の申請書の受理 13 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 5 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の氏名又は住所の変更の届出の受理 14 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 6 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の亡失の届出の受理 15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 7 項の規定による 1 の許可に係る危険猟法許可証の返納の受理
関係省庁	環境省

別 表 2

番号	1
措置の名称	都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の改正
措置の内容	平成 19 年 4 月 1 日付で「都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域（平成 13 年 5 月 11 日国土交通省告示第 856 号）」を改正し、国土交通大臣の同意を要する都市計画区域から、旭川市並びに上川郡鷹栖町及び東神楽町の全部又は一部を含む都市計画区域を削除する。
関係省庁	国土交通省

